

証券コード 9082  
2024年6月7日

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株 主 各 位

東京都江東区猿江二丁目16番31号  
大和自動車交通株式会社  
代表取締役社長 大塚 一基

## 第117期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第117期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.daiwaj.com/ir.html>

電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「大和自動車交通」または証券「コード」に「9082」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認くださいませ。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日のご出席に代えて書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいませ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき2024年6月26日（水曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時
  2. 場 所 東京都墨田区錦糸一丁目2番2号  
東武ホテルレバント東京 4階「錦」  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第117期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第117期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）  
計算書類報告の件
- 決議事項
- |       |             |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件     |
| 第2号議案 | 取締役4名選任の件   |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件   |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎議決権行使書において、各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
  - ◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
  - ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

# 事業報告

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、脱コロナを原動力とする景気回復に息切れがあったものの、堅調な米国経済の影響や低金利による円安から来るインバウンド需要の回復等が景気を下支えしました。また、コモディティ高騰の価格転嫁は鈍化しつつあるほか、賃上げによる所得増加がもたらす消費マインドの向上により景気回復が見込めるものの、能登半島地震の影響による景況感の悪化もあり、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような経済環境のなか、当社グループにおいては、すべての人の健康と安全を最優先に、短期的にはライドシェアの解禁、中長期的にはモビリティのサービス化（MaaS）、AIの活用や自動運転分野の更なる発展による事業環境及び事業構造の大きな変化の流れに対応していくため、2022年度を初年度とする3ヶ年中期経営計画「中期経営計画2024」の第2期目を着実に推し進めてまいりました。

当連結会計年度の連結業績は、主要事業である旅客自動車運送事業においてタクシー部門における運賃値上げが寄与したことなどから売上高は18,377百万円（前期比3.3%増）となりましたが、人件費の増加や採用活動に伴う宣伝広告費の発生、また、不動産事業において第2四半期に発生した京都府京都市下京区の居住用賃貸収益物件の取得費用（主に建物に係る控除対象外消費税等を一括費用計上）及び連結子会社が保有する貸付債権に貸倒引当金を計上したことなどから、営業損失466百万円（前期は営業利益80百万円）、経常損失440百万円（前期は経常利益196百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失532百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益177百万円）となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

#### ① 旅客自動車運送事業部門

タクシー部門では、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが2023年5月に5類感染症に移行したこと、お客様における社会経済活動の正常化が進んだこと、また更なるサービスの向上や乗務員の労働環境の改善を図るため2022年11月の東京都23区、武蔵野市、三鷹市に引き続き、2023年11月より北多摩地区において運賃の値上げを実施したことにより、売上高は10,567百万円（前期比7.4%増）となりました。

また、従来から引き続き当社グループの課題である乗務員不足解消の施策として、WEBサイトの充実やSNSの活用、北海道を中心としたテレビコマーシャルの放映、大学訪問等の積極的な採用活動を行っております。顧客サービスに関しては、前年に続き、事前確定運賃サー

ビスを兼ね備えた配車アプリ「S.RIDE」の提供や、交通系IC等の各種電子マネーによる決済サービスに加え、C A Bカードモバイルの営業推進を行い一人でも多くのお客様の利便性に 대응べく対応を進めて参りました。更に、交通事業者としてモビリティのサービス化（MaaS）、自動運転といったお客様の利便性を叶え、一人でも多くの方々に移動サービスをもたらすべく検討を継続しております。輸送の安全面においては、ハード面で先進車両導入の推進やこれまで同様飛沫感染防止や車内除菌等を徹底しニューノーマルタクシー化を推し進めるほか、ソフト面ではデジタル技術を活用した運行管理の高度化実証実験を日本交通株式会社、日本電気株式会社の3社と実施しました。今回の実証の結果を踏まえて、疲労の見える化による効率的な勤務管理、効果的な運転指導、安全運転サポート機能など運行管理の高度化に取り組むことで、お客様の命をあずかる乗務員の安全運転のさらなる向上、交通事故削減、働き方改革の実現を目指してまいります。

ハイヤー部門では、お客様における社会経済活動の正常化が進んだことによりハイヤー需要が高まったことに加え、福祉輸送部門においても新規顧客獲得による売上貢献があり、ハイヤー部門全体での売上高は2,734百万円（前期比2.1%増）となりました。乗務員教育として新人乗務員指導係及び職員による教育マニュアルの整備と同乗教育を行うほか乗務員未経験者に対する教育体制を充実させハイヤー乗務員としてのレベルの向上に努めるとともに、専属乗務員の養成によるモチベーション維持を通じて乗務員の定着率向上を図り、お客様の満足度向上と事業運営基盤の安定化を推し進めております。環境面においては、SDGs達成に向けてエコドライブの推進・実施による燃料消費量・温室効果ガス削減に取り組んでおります。

以上の結果、タクシー部門とハイヤー部門等の旅客自動車運送事業売上高は13,301百万円（前期比6.3%増）、営業損失は208百万円（前期は営業利益190百万円）となりました。旅客自動車運送事業の最重要課題である乗務員確保、高齢化社会の到来に伴い多様化する生活サポート・福祉関連ニーズの高まりに応えるため、大和グループの総力を挙げ、「安心・安全、おもてなし」の更なる向上に努めてまいります。

## ② 不動産事業部門

不動産事業部門では、これまで同様テナントの要望に沿った施設の改善に努めるとともに、大手仲介不動産会社や各物件所在の地元不動産会社と継続して積極的な情報交換を実施し、事業収益の増強に取り組んでおります。これらの一環で当連結会計年度第2四半期に新たに京都府京都市下京区の居住用賃貸収益物件を取得し、事業の用に供しました。

以上の結果、不動産事業の売上高は989百万円（前期比6.7%増）となりましたが、新規物件の取得にかかる一時費用の発生から営業利益は430百万円（前期比11.8%減）となりました。

### ③ 販売事業部門

自動車燃料販売部門では、新規得意先開拓等の顧客営業の強化や仕入コストの見直し等で営業利益の確保に努めてまいりました。しかしながら、2021年秋から続く原油価格の上昇及び自動車燃料の需要が減少する等、厳しい状況が続きました。

金属製品製造販売部門では、原材料価格の高騰による鋼材仕入価格の増加や主力商品である集合住宅用標準外階段の減少傾向に対応するため、高利益率の特注階段等の受注生産を積極的に展開するほか、新たな販路開拓を進めております。

以上の結果、販売事業の売上高は2,074百万円（前期比4.5%減）、営業損失は26百万円（前期は営業利益56百万円）となりました。

### ④ サービス・メンテナンス事業部門

サービス・メンテナンス事業部門ではゴルフ場クラブハウスの清掃・設備管理をメインとした総合管理業務及び商業施設並びにホテルなどの清掃業務を主要事業としており、顧客との年間契約に基づき、ゲストの皆様にご満足いただけるための安全で清潔な最適環境作りを提供しております。従来からの取引先とは一部契約の縮小がございましたが、これらをカバーすべく顧客開拓を進めております。

以上の結果、サービス・メンテナンス事業の売上高は2,011百万円（前期比7.8%減）、営業損失は13百万円（前期は営業利益21百万円）となりました。

## (2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度における主要な設備投資といたしましては、京都府京都市の建物及び土地を取得いたしました。なお、設備資金は自己資金及び借入によっております。

## (3) 対処すべき課題

当社の中核事業である旅客運送事業を取り巻く環境は、モビリティのサービス化（MaaS）や自動運転分野の発展を背景に目まぐるしく変化しており、また、乗務員の不足感も強まってきております。このような状況のもと、引き続き経営基盤の強化や人材の確保に努めるとともに、新たなビジネスチャンスに積極的に対応し、中長期的な成長のための基盤を確立するべく、2022年度を初年度とする3ヶ年中期経営計画「中期経営計画2024」を策定しております。

グループの総力を挙げて「安心・安全、おもてなし」と企業価値の更なる向上に取り組んでまいります。

#### (4) 財産及び損益の状況

##### 連結

区 分	第114期 [2020.4~2021.3]	第115期 [2021.4~2022.3]	第116期 [2022.4~2023.3]	第117期 [2023.4~2024.3]
売上高	11,533,786千円	15,271,830千円	17,795,646千円	18,377,832千円
経常利益又は損失(△)	△2,088,716千円	△27,659千円	196,427千円	△440,413千円
親会社株主に帰属する 当期純利益又は損失(△)	△1,624,010千円	1,818,579千円	177,869千円	△532,258千円
1株当たり当期純利益 又は損失(△)	△385円41銭	425円97銭	41円50銭	△121円64銭
総資産	29,449,894千円	30,159,590千円	29,153,592千円	30,075,566千円
純資産	7,433,259千円	9,296,217千円	9,471,362千円	9,151,136千円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、役員報酬BIP信託が保有する当社株式を含めております。  
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第115期の期首より適用しており、第115期以降の各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

##### 個別

区 分	第114期 [2020.4~2021.3]	第115期 [2021.4~2022.3]	第116期 [2022.4~2023.3]	第117期 [2023.4~2024.3]
売上高及び営業収益	1,544,220千円	1,468,315千円	2,064,832千円	2,237,323千円
経常利益又は損失(△)	△1,604,503千円	△413,273千円	△83,881千円	△424,259千円
当期純利益又は損失(△)	△1,132,774千円	1,507,392千円	△68,283千円	△426,474千円
1株当たり当期純利益 又は損失(△)	△268円83銭	353円08銭	△15円93銭	△97円47銭
総資産	22,570,247千円	25,948,352千円	24,950,125千円	25,985,500千円
純資産	6,636,526千円	8,210,082千円	8,148,175千円	7,831,172千円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、役員報酬BIP信託が保有する当社株式を含めております。  
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第115期の期首より適用しており、第115期以降の各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 な 事 業 内 容
大和物産株式会社	30,000千円	100.0%	自動車用燃料等販売事業
大和自動車株式会社	54,100	100.0	タクシー事業
大和工機株式会社	45,000	100.0	金属製品製造事業
大和自動車交通吉祥寺株式会社	10,000	100.0	タクシー事業
株式会社スリーデイ	30,000	100.0	不動産事業
大和交通保谷株式会社	10,000	100.0	タクシー事業
大和自動車交通王子株式会社	10,000	100.0	タクシー事業
大和自動車交通江東株式会社	10,000	100.0	タクシー事業
大和自動車交通立川株式会社	10,000	100.0	タクシー事業
大和自動車交通ハイヤー株式会社	10,000	100.0	ハイヤー事業
株式会社丸井自動車	10,000	100.0	タクシー事業
株式会社トータルメンテナンスジャパン	20,000	100.0	サービス・メンテナンス事業
日本自動車メーター株式会社	20,000	87.9	自動車用品販売・修理

- (注) 1. 2024年2月16日付で、大和自動車交通羽田株式会社は大和自動車交通王子株式会社に商号変更いたしました。
2. 2024年3月1日付で、大和自動車王子株式会社は東京都北区から東京都三鷹市に移転し、大和自動車交通吉祥寺株式会社に商号変更いたしました。
3. 2024年4月1日付で、株式会社丸井自動車は大和自動車交通北千住株式会社に商号変更いたしました。

## (6) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループの主な事業内容は次のとおりであります。

- ①旅客自動車運送事業：ハイヤー事業、タクシー事業
- ②不動産事業：不動産売買・賃貸・仲介事業
- ③販売事業：燃料販売、資材販売、金属製品販売事業
- ④サービス・メンテナンス事業：清掃・メンテナンス事業



(7) 主要な営業所 (2024年3月31日現在)

(a) 当社  
賃貸ビル

ビル名	所在地	ビル名	所在地
テラス日本橋	東京都中央区	テラス猿江	東京都江東区
Daiwaプレイス銀座I	東京都中央区	テラス亀戸	東京都江東区
Daiwaプレイス銀座II	東京都中央区	メゾン大島リバーサイド	東京都江東区
Daiwaプレイス銀座III	東京都中央区	メゾン大島イースト	東京都江東区
Daiwaプレイス銀座IV	東京都中央区	名古屋路木場ビル	東京都江東区
藤和東神田ビル	東京都千代田区	テラス弥生町	東京都板橋区
アルテビル東神田II	東京都千代田区	テラス府中	東京都府中市
ヒルサイドスクウェア	東京都豊島区	テラス浦安	千葉県浦安市
大和王子ビル	東京都北区	Daiwa ANNEX KITASENJYU	東京都足立区
Daiwa Grace Maison京都西七条	京都府京都市		

(b) 子会社

事業の種類別 セグメントの名称	子会社名	所在地
旅客自動車運送事業	大和自動車株式会社	東京都江東区
	大和自動車交通吉祥寺株式会社	東京都三鷹市
	大和交通保谷株式会社	東京都西東京市
	大和自動車交通王子株式会社	東京都北区
	大和自動車交通江東株式会社	東京都江東区
	大和自動車交通立川株式会社	東京都立川市
	大和自動車交通ハイヤー株式会社	東京都中央区
	株式会社丸井自動車	東京都足立区
不動産事業	株式会社スリーディ	東京都中央区
販売事業	大和物産株式会社	東京都江東区
	大和工機株式会社	山梨県笛吹市
	日本自動車メーカー株式会社	東京都江東区
サービス・メンテナンス事業	株式会社トータルメンテナンスジャパン	東京都江東区



- (注) 1. 2024年2月16日付で、大和自動車交通羽田株式会社は大和自動車交通王子株式会社に商号変更いたしました。
2. 2024年3月1日付で、大和自動車王子株式会社は東京都北区から東京都三鷹市に移転し、大和自動車交通吉祥寺株式会社に商号変更いたしました。
3. 2024年4月1日付で、株式会社丸井自動車は大和自動車交通北千住株式会社に商号変更いたしました。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## (8) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
旅客自動車運送事業	1,702名	△113名
不動産事業	37名	△3名
販売事業	113名	△4名
サービス・メンテナンス事業	545名	△121名
全社(共通)	109名	15名
合計	2,506名	△226名

(注) 従業員数は就業人員であります。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
132名	18名	45.6歳	14.9年

(注) 従業員数は就業人員であります。

## (9) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	6,232百万円
株式会社みずほ銀行	2,803百万円
株式会社商工組合中央金庫	1,220百万円
株式会社日本政策金融公庫	1,032百万円
株式会社三菱UFJ銀行	744百万円
株式会社りそな銀行	684百万円

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
- ② 発行済株式の総数 5,250,000株
- ③ 株主数 1,319名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
新倉文明	423千株	9.40%
東都自動車株式会社	379千株	8.43%
太陽生命保険株式会社	375千株	8.33%
第一生命保険株式会社	275千株	6.11%
吉田満	266千株	5.91%
宮園自動車株式会社	195千株	4.34%
大和自動車交通社員持株会	150千株	3.35%
安田一	150千株	3.33%
新倉眞由美	140千株	3.12%
株式会社三井住友銀行	130千株	2.89%

(注) 持株比率は自己株式 (747千株) を控除して計算しております。なお、役員報酬B I P信託が保有する当社株式 (95千株) は、自己株式に含めず計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	当社普通株式 67,821株	4名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

#### (4) 会社役員状況

##### ① 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	大塚 一基	最高業務執行責任者 営業企画、ハイヤー事業、タクシー事業、安全管理担当 大和物産株式会社 代表取締役社長 日本自動車メーター株式会社 代表取締役社長 株式会社スリーディ 代表取締役社長 大和工機株式会社 代表取締役社長
専務取締役	齋藤 康典	専務執行役員管理本部長 総務・労務、予算管理、経理・財務担当
取締役	岩崎 孝雄	執行役員総務部長兼採用企画部長
取締役	松本 敬之	執行役員関連事業部長
取締役	新倉 眞由美	
取締役	田中 明夫	東洋埠頭株式会社 社外取締役
取締役	田村 泰朗	太陽生命保険株式会社 取締役専務執行役員 株式会社T&Dホールディングス 専務執行役員 公益財団法人太陽生命厚生財団 理事長 太陽生命健康保険組合 理事長 株式会社太陽栄ホールディング 社外取締役
常勤監査役	小林 幸雄	
常勤監査役	加藤 雄二郎	
監査役	鐵 義正	住友林業株式会社 社外監査役
監査役	田村 吉央	弁護士法人ノーサイド法律事務所 代表社員 株式会社大戸屋ホールディングス 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役 前島忻治氏及び監査役 若槻治彦氏は2023年6月29日開催の第116期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
2. 取締役 岩崎孝雄氏、松本敬之氏及び監査役 田村吉央氏は2023年6月29日開催の第116期定時株主総会において選任され、就任いたしました。
3. 加藤雄二郎氏は2023年6月29日開催の第116期定時株主総会終結の時をもって取締役を退任し、同定時株主総会において新たに監査役に選任され、就任いたしました。
4. 取締役 田中明夫及び田村泰朗の両氏は、社外取締役であります。
5. 監査役 加藤雄二郎氏は当社において取締役経理部長を務めた経歴を持ち、経営及び財務・会計に関する相当程度の知見・経験を有しています。

6. 監査役 鐵 義正及び田村吉央の両氏は、社外監査役であります。
7. 監査役 鐵 義正氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
8. 監査役 田村吉央氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しています。
9. 取締役 田中明夫及び田村泰朗の両氏、監査役 鐵 義正及び田村吉央の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 新倉眞由美氏、田中明夫氏、田村泰朗氏及び監査役 鐵 義正氏、田村吉央氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、責任限定契約を締結しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬 (金銭報酬)	業績連動報酬 (役員報酬B I P 信託)	非金銭報酬等 (譲渡制限付 株式報酬)	
取締役 (うち社外取締役)	65 (4)	52 (4)	- (-)	6 (-)	6 (-)	9 (2)
監査役 (うち社外監査役)	16 (5)	16 (5)	- (-)	- (-)	- (-)	5 (3)

(注1) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(注2) 業績連動報酬(金銭報酬)は、取締役に對して支給している賞与であり、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、達成度を客観的に測定できるという理由から、中期経営計画の売上高及び経常利益等を業績指標とし、各事業年度の達成度及び、役位、在任年数、社員への賞与支払等の金額を総合的に勘案して決定しております。

(注3) 業績連動報酬(役員報酬B I P 信託)は、取締役に對して支給している株式報酬であり、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めるため、客観的に評価測定できるという理由から経常利益を業績指標とし、各事業年度の業績目標の達成度及び役位に応じて一定のポイントを付与し、退任時に役員報酬としてポイントの累積値に相当する当社普通株式を交付しております。

(注4) 非金銭報酬等は、取締役に對して支給している譲渡制限付株式報酬であり、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主と一層の価値共有を進めることを目的としております。譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を定時株主総会終了後に報酬として支給し、当社を取り巻く経営環境及び役位に応じて総合的に算出する金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社普通株式の発行または処分を受けます。譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付の日から当社の取締役その他取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間としております。

(注5) 業績連動報酬に係る各指標の目標及び実績は以下のとおりです。

	2022年度		2023年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績
売上高	17,200百万円	17,795百万円	18,200百万円	18,377百万円
経常利益	50百万円	196百万円	250百万円	△440百万円

- ④ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
1. 取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第108期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。なお、当該決議時の取締役は8名（うち社外取締役は1名）です。
  2. 監査役の報酬限度額は、1995年6月29日開催の第88期定時株主総会において年額21.6百万円以内と決議いただいております。なお、当該決議時の監査役は3名（うち社外監査役は1名）です。
  3. 取締役の業績連動報酬（役員報酬B I P信託）は、2016年6月29日開催の第109期定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。なお、当該決議時の取締役は9名（うち社外取締役は2名）です。
  4. 取締役の譲渡制限付株式報酬は、2020年6月26日開催の第113期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。なお、当該決議時の取締役は7名（うち社外取締役は2名）です。
- ⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項
- ・決定方針の決定方法  
 当社の取締役会は、社外取締役全員と代表取締役社長で構成する任意の指名・報酬諮問委員会に対して、当社の取締役の報酬等の原案作成を諮問し、同委員会から答申された内容を踏まえ、2021年2月26日の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を決議しております。
  - ・決定方針の内容の概要  
 当社の取締役の個人別の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するようにするとともに、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等により構成しますが、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。
  - ・取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由  
 取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、任意の指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会として、その答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。
- ⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項
- 個人別の報酬額等については、2023年6月29日開催の取締役会において代表取締役社長大塚一基氏（最高業務執行責任者 営業企画、ハイヤー事業、タクシー事業、安全管理担当）に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長において決定を行っております。代表取締役社長に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取



締役の担当領域や職責を評価し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであり、独立社外役員も構成員とする任意の指名・報酬諮問委員会の審議を経て決定されることから、恣意的な決定はなされず権限が適切に行使されるための措置が講じられております。

⑦ 社外役員に関する事項

取締役 田中 明夫

ア、重要な兼職先と当社との関係

東洋埠頭株式会社 社外取締役

東洋埠頭株式会社と当社は、特別の関係はありません。

イ、主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ、当事業年度における主な活動状況

取締役会は13回中13回出席し、業務執行の経営陣から独立した客観的視点より、出席した取締役会の審議に関して、適宜、質問・発言を行っております。

また、上記のほか、当社の経営陣幹部の人事などを審議する指名・報酬諮問委員会の委員の立場から、会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督にも努めております。

取締役 田村 泰朗

ア、重要な兼職先と当社との関係

太陽生命保険株式会社 取締役専務執行役員

株式会社T&Dホールディングス 専務執行役員

株式会社陽栄ホールディング 社外取締役

公益財団法人太陽生命厚生財団 理事長

太陽生命健康保険組合 理事長

太陽生命保険株式会社は、当社株式375千株（持株比率8.33%）を保有する大株主です。また同社と当社は、保険等の取引関係があります。

株式会社T&Dホールディングスと当社は、特別の関係はありません。

株式会社陽栄ホールディングと当社は、特別の関係はありません。

公益財団法人太陽生命厚生財団と当社は、特別の関係はありません。

太陽生命健康保険組合と当社は、特別の関係はありません。

イ、主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ、当事業年度における主な活動状況

取締役会は13回中11回出席し、業務執行の経営陣から独立した客観的視点より、出席した取締役会の審議に関して、適宜、質問・発言を行っております。

また、上記のほか、当社の経営陣幹部の人事などを審議する指名・報酬諮問委員会の

委員の立場から、会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督にも努めております。

#### 監査役 鐵 義正

##### ア、重要な兼職先と当社との関係

住友林業株式会社 社外監査役

住友林業株式会社と当社は、特別の関係はありません。

##### イ、主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

##### ウ、当事業年度における主な活動状況

取締役会は13回中12回出席、監査役会は14回中14回出席、公認会計士の資格を持ち、業務執行の経営陣から独立した客観的視点より、出席した取締役会、監査役会の審議に関して、適宜、質問・発言を行っております。

#### 監査役 田村 吉央

##### ア、重要な兼職先と当社との関係

弁護士法人ノーサイド法律事務所 代表社員

株式会社大戸屋ホールディングス 社外取締役（監査等委員）

弁護士法人ノーサイド法律事務所と当社は、特別の関係はありません。

株式会社大戸屋ホールディングスと当社は、特別の関係はありません。

##### イ、主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

##### ウ、当事業年度における主な活動状況

社外監査役就任後に開催された取締役会は10回中10回出席、監査役会は10回中10回出席、弁護士の資格を持ち、業務執行の経営陣から独立した客観的視点より、出席した取締役会、監査役会の審議に関して、適宜、質問・発言を行っております。

#### ⑧ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役、執行役員全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

## (5) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認したうえで、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、解任の旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

## (6) 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 企業行動憲章並びに企業行動基準を制定し、役職員の業務の遂行に係る法令遵守体制を整備するとともに、企業倫理の確立を図る。
  - (2) 法令遵守基本規程を制定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めるとともに、役職員に対して、コンプライアンスの教育・研修を継続的に実施し、周知徹底に努め、役職員における法令・定款等の違反行為に対しては、規程に基づき厳正に処分する。
  - (3) 法令・定款違反等を未然に防止する体制として、社外の弁護士による内部通報窓口を設置し、実効性のある内部通報体制を整備する。
  - (4) 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、取締役会において状況を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応する。
  - (5) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、すべての役職員は毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の排除に全社的に努める。
  - (6) 取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当社と利害関係を有しない独立社外取締役を選任する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 文書管理規程に基づき議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係わる情報を適切に作成、保存し、管理する。
  - (2) 保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて規定された期間とする。
  - (3) 取締役及び監査役は、必要に応じて随時これを閲覧することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) リスク管理規程を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、迅速かつ適切に対応する。
  - (2) 役職員に対してリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
  - (1) 執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を図り、その業務執行責任を明確化する。
  - (2) 職務執行に関する権限及び責任については、業務分掌規程、職務権限規程等を制定し、業務を効率的に遂行する。

- ⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」、「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」、「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」及び「取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制」の記載事項について、グループとしての管理体制を構築、整備及び運用する。
  - (2) グループ各社は、事業部門ごとに連携し、当社と情報共有を図る。
  - (3) 当社内部監査については、当社グループ各社に対して定期的を実施する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な員数及び求められる資質について、取締役会は監査役と協議の上、適任と認められる人員を配置する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 監査役を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けない。
  - (2) 監査役を補助すべき使用人の任命・人事異動、人事評価及び懲戒等については、監査役の意見を尊重する。
- ⑧ 監査役はその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査役が代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換をする場を設ける。
  - (2) 内部監査部門は、監査役と定期的に内部監査結果について協議及び意見交換するなどし、情報交換及び緊密な連携を図る。
  - (3) 監査役を補助すべき使用人の業務が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力する。
- ⑨ 取締役及び使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制
- 取締役及び使用人は、著しい損害を及ぼす虞や事実の発生、法令違反等の不正行為や重大な不当行為、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役及び監査役会に報告する。
- ⑩ 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制
- (1) 子会社の取締役及び使用人は、著しい損害を及ぼす虞や事実の発生、法令違反等の不正行為や重大な不当行為、法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報

告を求められた事項について速やかに子会社の監査役に報告するとともに、当社の子会社担当部署に報告する。

- (2) 当社の子会社担当部署は、子会社の取締役及び使用人から著しい損害を及ぼす虞や事実の発生、法令違反等の不正行為や重大な不当行為、法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について報告を受けた場合には、速やかに監査役及び監査役会にその内容を報告する。
- ⑪ 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
 監査役は、報告をした者の人事異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役はその理由の開示を求めることができる。
- ⑫ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。
- ⑬ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、社内の重要課題等を把握し、必要に応じ意見を述べることもできるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。
- (2) 監査役は、監査の実施に当たり必要と認める場合には、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

- (1) 取締役職務の執行  
 当社は、当事業年度において取締役会を13回開催し、経営の基本方針のほか、経営及びコンプライアンスに関する重要事項の決定を行っております。
- (2) 監査役職務の執行  
 監査役は、当該事業年度において監査役会を14回開催するとともに、取締役会及びその他の重要な会議に参加し、法令、定款に反する行為や株主利益を侵害する決定の有無について監査を行っております。
- (3) 内部監査の実施  
 計画に基づき、当社並びにグループ会社の内部監査を実施しております。



## (7) 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）の一つとして、下記の通り、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入しております。

なお、当社は本プランの継続につき、2023年6月29日開催の第116期定時株主総会に議案として上程し、株主の皆様のご承認を得ることができました。

「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」

### 1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

### 2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

#### (1) 企業価値向上への取組み

当社は、経営の基本方針としては、大和の「和」の精神に基づき、顧客満足（CS）を第一とし、事業の効率化と原価意識を徹底することにより、経営基盤を確立し全従業員の物心両面の幸福を実現するとともに、社会発展に貢献する、としております。



旅客自動車運送事業におきましては、将来のモビリティのサービス化（MaaS）や自動運転分野の更なる発展による事業構造の大きな変化の流れに対応して行くため、2022年度を初年度とする3ヶ年中期経営計画「中期経営計画2024」に取り組んでおります。ハイヤー部門及び福祉輸送部門は、お客様における社会経済活動の正常化が進んだことにより需要が高まり、新規顧客を獲得することができました。タクシー部門は、事前確定運賃サービスを兼ね備えた配車アプリ「S.RIDE」の提供や、交通系IC等の各種電子マネーによる決済サービスを行い、一人でも多くのお客様の利便性に応えるべく対応を進めて参りました。更に、交通事業者としてモビリティのサービス化（MaaS）、自動運転といったお客様の利便性を叶え、一人でも多くの方々に移動サービスをもたらすべく検討を継続しております。また、先進車両導入の推進や飛沫感染防止や車内除菌等を徹底しニューノーマルタクシー化を推し進めるほか、デジタル技術を活用した運行管理の高度化実証実験を実施しました。疲労の見える化による効率的な勤務管理、効果的な運転指導、安全運転サポート機能など運行管理の高度化に取り組むことで、お客様の命をあずかる乗務員の安全運転のさらなる向上、交通事故削減を目指してまいります。

不動産事業は、テナントの要望に沿った施設の改善、オフィスビルや賃貸マンションのリノベーションを実施するとともに、大手仲介不動産会社や各物件所在地の地元不動産会社と継続して積極的な情報交換を行う等、事業収益の増強に取り組んだ結果、オフィスビルや賃貸マンションの稼働率が改善いたしました。

販売事業におきましては、社内経費の節減に努めるとともに、自動車燃料販売部門は、新規得意先開拓等の顧客営業を強化や仕入コストの見直し等で営業利益の確保に努め、顧客営業を強化しております。金属製品製造販売部門は、安定的な収益基盤を確立するため、高利益率の見込める特注階段等の受注生産を積極的に展開しております。

サービス・メンテナンス事業では、ゴルフ場クラブハウスの清掃・設備管理をメインとした総合管理業務及び商業施設並びにホテル等のアメニティ管理を含む清掃業務を主要事業としており、顧客との安定的な契約に基づき、ゲストの皆様にご満足いただけるための安全で清潔な最適環境作りを提供しております。

以上の諸施策を実施するとともに、環境に配慮した「グリーン経営」を継続し、「環境にやさしい企業」を目指して更なる安定した景気変動に影響されない経営管理体制を確立していくことで、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、当社グループの企業価値ひいては株主共同利益の向上を図ってまいります。

## (2) コーポレート・ガバナンスについて

当社では、取締役会による戦略指導や経営の監視、監査役会による取締役の監査を中枢に置いたコーポレート・ガバナンスの体制を敷いております。

当社では、取締役会を社外取締役2名を含む取締役7名で構成し、取締役会が経営上の重要事項の意思決定を行うとともに取締役の職務執行を監督しております。

また、取締役会において決定した業務執行を迅速かつ効率的に実行するために、執行役員制度を導入し、毎週一度開催される部長会において稟議書等の事前チェックを行い、取締役会及び監査役会へ報告しております。常務会は、業務執行上の重要案件の統制及び監視を行っております。経営委員会は毎週一度開催され各部門からの報告に基づいて情報を共有し、各事業の進捗状況の確認、業務に関する意思決定、リスクの認識及び対策についての検討を行い、事業活動に反映しております。

さらに、監査役は、取締役会へ出席し、業務及び財産の状況の確認を通じて、取締役の職務遂行を監査するとともに、監査役会は内部監査担当者及び監査法人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の有効性・効率性を高めております。

## 3. 本プランの概要と目的

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

当社取締役会は、本プランの概要と目的について、合理的かつ妥当な内容であって、基本方針に沿っており、したがって当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

なお、本プランは当社ウェブサイト（アドレス<https://www.daiwaj.com/>）に掲載しております。

以 上

# 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

《資 産 の 部》		《負 債 の 部》	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>9,229,445</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>8,050,807</b>
現金及び預金	5,872,984	支払手形及び買掛金	485,576
信託預金	683,201	短期借入金	4,440,000
受取手形、売掛金及び契約資産	1,669,789	1年内返済予定の長期借入金	791,186
商品及び製品	89,693	リース債務	326,064
仕掛品	49,271	未払金	20,303
原材料及び貯蔵品	89,708	未払費用	1,129,447
前払金	37,213	未払法人税等	74,552
前払費用	270,690	未払消費税等	279,254
その他	487,444	前受金	30,232
貸倒引当金	△20,552	賞与引当金	132,018
<b>固 定 資 産</b>	<b>20,846,121</b>	その他の	342,171
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>18,973,868</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>12,873,623</b>
建物及び構築物	6,185,935	長期借入金	8,697,314
機械器具及び什器備品	208,736	リース債務	640,068
車両運搬具	427,410	長期預り金	457,605
土地	11,296,523	繰延税金負債	1,915,282
リース資産	848,333	退職給付に係る負債	826,408
建設仮勘定	6,930	資産除去債務	286,734
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>55,910</b>	株式報酬引当金	42,504
ソフトウェア	39,490	その他	7,705
その他	16,420	<b>負 債 合 計</b>	<b>20,924,430</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,816,341</b>	《純 資 産 の 部》	
投資有価証券	1,259,921	株 主 資 本	8,749,296
長期貸付金	98,881	資 本 金	525,000
長期前払費用	64,372	資 本 剰 余 金	10,732
繰延税金資産	74,301	利 益 剰 余 金	9,067,603
その他	502,981	自 己 株 式	△854,039
貸倒引当金	△184,115	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>355,837</b>
[資産合計]	<b>30,075,566</b>	その他有価証券評価差額金	389,177
		繰延ヘッジ損益	△1,136
		退職給付に係る調整累計額	△32,203
		<b>非支配株主持分</b>	<b>46,002</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>9,151,136</b>
		[負債・純資産合計]	<b>30,075,566</b>

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 連結損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上	18,377,832
売上原価	16,886,569
販売費及び一般管理費	1,491,262
営業外損収	1,957,638
営業外費用	△466,375
受取利息	2,545
受取配当金	28,438
受取配当金	45,508
受取家賃	22,458
補助金の収入	46,468
その他	69,431
営業外費用	214,849
支払利息	146,655
支払手数料	22,815
その他	19,416
経常損失	188,887
特別利益	△440,413
固定資産売却益	90,743
投資有価証券売却益	12
特別損失	90,755
固定資産除却損失	6,740
減損損失	58,670
税金等調整前当期純損失 (△)	65,410
法人税、住民税及び事業税	105,695
法人税等調整額	10,910
当期純損失 (△)	△415,069
当期純損失 (△)	△531,674
非支配株主に帰属する当期純利益	583
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△532,258

## 連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	525,000	10,732	9,646,313	△953,054	9,228,991
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△35,822	-	△35,822
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	-	-	△532,258	-	△532,258
自己株式の処分	-	-	△10,629	99,014	88,385
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△578,709	99,014	△479,694
当 期 末 残 高	525,000	10,732	9,067,603	△854,039	8,749,296

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 分 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	221,850	△5,203	△19,694	196,952	45,419	9,471,362
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	△35,822
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	-	-	-	-	-	△532,258
自己株式の処分	-	-	-	-	-	88,385
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	167,326	4,067	△12,508	158,885	583	159,468
当 期 変 動 額 合 計	167,326	4,067	△12,508	158,885	583	△320,226
当 期 末 残 高	389,177	△1,136	△32,203	355,837	46,002	9,151,136

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

≪資産の部≫		≪負債の部≫	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>6,875,132</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,825,465</b>
現金及び預金	4,825,370	買掛金	220,447
信託預金	683,201	短期借入金	4,100,000
売掛金	83,688	1年内返済予定の長期借入金	319,610
貯蔵品	12,102	リース負債	8,897
前払金	9,979	未払費用	40,936
前払費用	51,244	未払消費税等	278,553
短期貸付金	168,705	未払法人税等	33,737
未収入金	1,470,169	前払受取金	8,423
その他の金	51	短期預り金	23,212
貸倒引当金	△429,379	関係会社預り金	52,855
		関前受取当金	626,050
		与引当金	72,951
		その他の	28,700
<b>固定資産</b>	<b>19,110,368</b>		11,090
<b>有形固定資産</b>	<b>17,174,210</b>	<b>固定負債</b>	<b>12,328,862</b>
建物	5,011,236	長期借入金	7,358,891
建物附属設備	396,502	関係会社長期借入金	2,210,000
構築物	200,172	リース負債	2,471
機械器具	32,695	繰延税金負債	1,512,604
車両運搬具	154	退職給付引当金	386,806
什器備品	37,310	退職給付引当金	287,881
土地	11,479,114	資産除去債	121,962
リース資産	10,093	株式報酬引当金	42,504
建設仮勘定	6,930	関係会社事業の損失引当金	394,358
		その他	11,380
<b>無形固定資産</b>	<b>37,468</b>	<b>負債合計</b>	<b>18,154,328</b>
ソフトウェア	29,593		
その他	7,874	≪純資産の部≫	
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,898,689</b>	<b>株主資本</b>	<b>7,736,081</b>
投資有価証券	552,177	資本金	525,000
関係会社株式	1,046,917	資本剰余金	2,491
差入保証金	10,239	資本準備金	2,491
長期貸付金	4,854	利益剰余金	8,062,629
関係会社長期貸付金	138,000	利益準備金	131,250
その他の	235,903	その他利益剰余金	7,931,379
貸倒引当金	△89,404	退職積立金	197,550
		固定資産圧縮積立金	3,615,490
		別途積立金	1,146,000
		繰越利益剰余金	2,972,339
		<b>自己株式</b>	<b>△854,039</b>
		評価・換算差額等	95,090
		その他有価証券評価差額金	96,226
		繰延ヘッジ損益	△1,136
		<b>純資産合計</b>	<b>7,831,172</b>
<b>[資産合計]</b>	<b>25,985,500</b>	<b>[負債・純資産合計]</b>	<b>25,985,500</b>

# 損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上	高収益		1,465,195
営業	及び		772,128
売上	営業		2,237,323
売上	原価		916,251
営業	及び		1,562,341
売上	原価		2,478,593
営業	及び		2,478,593
販売	総損		(△) 241,269
営業	一般		104,964
営業	損		(△) 346,233
営業	外		
受取	利息	3,823	
受取	配当	9,172	
保険	入金	45,478	
補助	収入	10,742	
その他	他	29,651	98,868
営業	外		
支払	利息	148,611	
支払	手数料	22,815	
その他	他	5,467	176,894
経常	損		(△) 424,259
特別	利益		
固定	資産	50	50
特別	損失		
減損	損失	59,804	59,804
税引	前期		
法人	税、		
法人	住民		
当期	税等	551	
当期	純損	△58,090	△57,539
当期	純損		△426,474

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類



## 株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 利 益 剰 余 金	資 利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					自 己 株 式	
				資 利 益 剰 余 金	退 職 固 定 資 産 別 途 繰 越 利 益 剰 余 金	積 立 金	圧 縮 積 立 金	積 立 金		
当 期 首 残 高	525,000	2,491	131,250	197,550	3,795,332	1,146,000	3,265,423	△953,054	8,109,992	
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	-	△35,822	-	△35,822	
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	-	-	-	△10,629	99,014	88,385	
当 期 純 損 失 (△)	-	-	-	-	-	-	△426,474	-	△426,474	
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	-	-	-	-	△179,842	-	179,842	-	-	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△179,842	-	△293,083	99,014	△373,910	
当 期 末 残 高	525,000	2,491	131,250	197,550	3,615,490	1,146,000	2,972,339	△854,039	7,736,081	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	43,386	△5,203	38,182	8,148,175
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	△35,822
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	88,385
当 期 純 損 失 (△)	-	-	-	△426,474
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	-	-	-	-
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	52,840	4,067	56,907	56,907
当 期 変 動 額 合 計	52,840	4,067	56,907	△317,003
当 期 末 残 高	96,226	△1,136	95,090	7,831,172

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月27日

大和自動車交通株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	板谷 秀穂
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉岡 昌樹

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大和自動車交通株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和自動車交通株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業の前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月27日

大和自動車交通株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	板谷 秀穂
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉岡 昌樹

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大和自動車交通株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業を前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業を前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第117期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
  - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月27日

大和自動車交通株式会社 監査役会  
常勤監査役 小林 幸雄  
常勤監査役 加藤 雄二郎  
監査役 鐵 義正  
監査役 田村 吉央

(注) 監査役鐵 義正、田村吉央の両氏は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上



## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第117期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金4円00銭といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、18,011,292円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2024年6月28日といたしたいと存じます。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役大塚一基氏、齋藤康典氏、新倉真由美氏、田村泰朗氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	おおつか かずき 大塚 一基 (1960年7月1日生)	1984年4月 株式会社太陽神戸銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 2013年5月 当社入社 2013年10月 当社執行役員総合企画部長 2014年4月 当社執行役員営業企画部長 2014年6月 当社取締役 執行役員営業企画部長 2015年6月 当社常務取締役 執行役員営業企画部長 2018年6月 当社専務取締役 専務執行役員営業本部長 2021年6月 当社代表取締役社長 最高業務執行責任者 営業企画、ハイヤー事業、タクシー事業、安全管理担当（現任） (現在に至る)  [重要な兼職の状況] 大和物産株式会社 代表取締役社長 日本自動車メーター株式会社 代表取締役社長 株式会社スリーディ 代表取締役社長 大和工機株式会社 代表取締役社長	16,500株
2	にいくら まゆみ 新倉 真由美 (1955年1月5日生)	2005年11月 著述業など 2016年6月 当社取締役（現任） (現在に至る)	140,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	※和田 彩輝 (1971年8月20日生)	1988年 1月 Blue Fountain Systems Ltd.(Sler) London HQ 入社 2000年 5月 Global Winds 創業 2001年 5月 アスクル株式会社入社 2006年 9月 株式会社アスク ドット ジェーピー入社 2010年12月 株式会社モーション入社 2024年 4月 同社 事業戦略本部 執行役部長 (現任) (現在に至る)	0株
4	※石山 智久 (1964年9月21日生)	1988年 4月 太陽生命保険相互会社入社 2002年 3月 同社 長野支社長 2003年 4月 太陽生命保険株式会社 長野支社長 2004年 8月 同社 明石支社長 2007年 2月 同社 富山支社長 2011年 9月 同社 松山支社長 2013年 3月 同社 八王子支社長 2015年 3月 同社 法人代理店営業部部长 2015年 9月 同社 高槻支社長 2017年 3月 同社 柏支社長 2018年 3月 同社 総務部長 2021年 4月 同社 執行役員総務部長 2022年 4月 同社 執行役員 2024年 4月 同社 常務執行役員 (現任) (現在に至る)	0株

- (注) 1. ※は新任取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 候補者大塚一基氏は、金融機関勤務の経験から、財務・金融面等に関する相当な知見を有しており、当社においては営業企画部長、専務執行役員営業本部長を歴任し、現在は代表取締役社長を務め、経営に関しても豊富な経験・知見を有していることから、取締役として選任をお願いするものであります。
4. 候補者新倉真由美氏は、現在当社において取締役を務め、創業家出身の存在感から求心力が高揚し、多様性の観点から取締役会の活性化が図られるため、取締役として選任をお願いするものであります。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

5. 候補者和田彩輝氏は、ICTに関する相当な知見を有しており、DX推進の観点から取締役会の活性化が図られるため、取締役として選任をお願いするものであります。
6. 当社は、新倉眞由美氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、責任限定契約を締結しております。新倉眞由美氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また和田彩輝氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 候補者石山智久氏は、社外取締役候補者であります。なお、石山智久氏が就任された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出る予定であります。
8. 石山智久氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、企業経営等の豊富な知識・経験等を当社の経営に活かし、当社の経営全般に対する監督及びチェック機能を発揮していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されることから、社外取締役候補者としてしました。
9. 石山智久氏は当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
10. 石山智久氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、責任限定契約を締結する予定であります。
11. 石山智久氏は当社の親会社等ではなく、また過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。
12. 石山智久氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
13. 石山智久氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
14. 石山智久氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
15. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしています。各候補者が取締役に選任され就任した場合は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該契約の概要等は事業報告「2. 会社の現況（4）会社役員の状況 ⑧役員等賠償責任保険契約の内容の概要」をご参照ください。

【ご参考】

各取締役候補者及び各取締役のスキル・マトリックス（知識・経験・能力等一覧）

氏名	企業経営 経営戦略	ハイタク 業界知見	国際性 海外知見	財務戦略 会計	ICT DX	人材開発 ダイバーシティ 社会性向上	ガバナンス リスク管理
大塚 一基	○	○		○	○	○	○
新倉真由美		○	○			○	
和田 彩輝			○		○	○	
石山 智久	○			○		○	○
岩崎 孝雄	○	○				○	○
松本 敬之	○		○	○		○	○
田中 明夫	○			○		○	○

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役小林幸雄、鐵義正の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
※ <small>おおたけ さかえ</small> 大竹 栄 (1961年8月1日生)	1985年10月 監査法人第一監査事務所（現EY新日本有限責任監査法人）入所	0株
	1998年8月 センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）社員	
	2007年5月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）代表社員	
	2010年10月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）沖縄事務所所長	
	2017年6月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）退職	
	2017年7月 大竹会計事務所 開業	
	2019年7月 一般財団法人東京学校支援機構（現公益財団法人東京都教育支援機構） 監事（現任）	
	2020年11月 一般財団法人あんしん財団 理事（現任） （現在に至る）	

- (注) 1. ※は新任監査役候補者であります。
2. 候補者大竹栄氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 大竹栄氏は、社外監査役候補者であります。なお、大竹栄氏が監査役に就任された場合、当社は大竹栄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出る予定であります。
4. 大竹栄氏につきましては、同氏が公認会計士としてこれまで培ってきました財務及び会計に関する知識・見識を当社監査体制の強化に活かして頂きたいため社外監査役として選任をお願いするものであります。
5. 大竹栄氏は直接会社経営に関与されたことはありませんが、公認会計士として会社財務・法務に精通されており、会社経営を統括する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
6. 大竹栄氏は当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
7. 大竹栄氏は当社の親会社等ではなく、また過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。

- ん。
8. 大竹栄氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
  9. 大竹栄氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
  10. 大竹栄氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
  11. 大竹栄氏が就任された場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、責任限定契約を締結する予定であります。
  12. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしています。大竹栄氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約の概要等は事業報告「2. 会社の現況（4）会社役員の状況 ⑧役員等賠償責任保険契約の内容の概要」をご参照ください。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
さのこういち 佐野 康一 (1965年11月7日生)	1988年 9月 港監査法人（後のKPMGセンチュリー監査法人）入所	0株
	1992年 9月 中央新光監査法人（後の中央青山監査法人）入所	
	2006年 7月 中央青山監査法人 パートナー	
	2008年 8月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所	
	2008年 8月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人） パートナー	
	2023年 9月 EY新日本有限責任監査法人退職	
	2023年10月 公認会計士事務所開設	
	2024年 4月 SBペイメントサービス株式会社 監査役（現任） (現在に至る)	

- (注) 1. 候補者佐野康一氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 佐野康一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、佐野康一氏が監査役に就任された場合、当社は佐野康一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出る予定であります。
3. 佐野康一氏につきましては、同氏が公認会計士としてこれまで培ってきました財務及び会計に関する知識・見識を当社監査体制の強化に活かして頂きたいため補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 佐野康一氏は、監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として会社財務・法務に精通されており、会社経営を統括する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
5. 佐野康一氏は当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
6. 佐野康一氏は当社の親会社等ではなく、また過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。
7. 佐野康一氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
8. 佐野康一氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、ま



- た過去2年間に受けていたこともありません。
9. 佐野康一氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
  10. 佐野康一氏が就任された場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、責任限定契約を締結する予定であります。
  11. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしています。佐野康一氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約の概要等は事業報告「2. 会社の現況 (4) 会社役員の状況 ⑧役員等賠償責任保険契約の内容の概要」をご参照ください。

以 上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing practice.

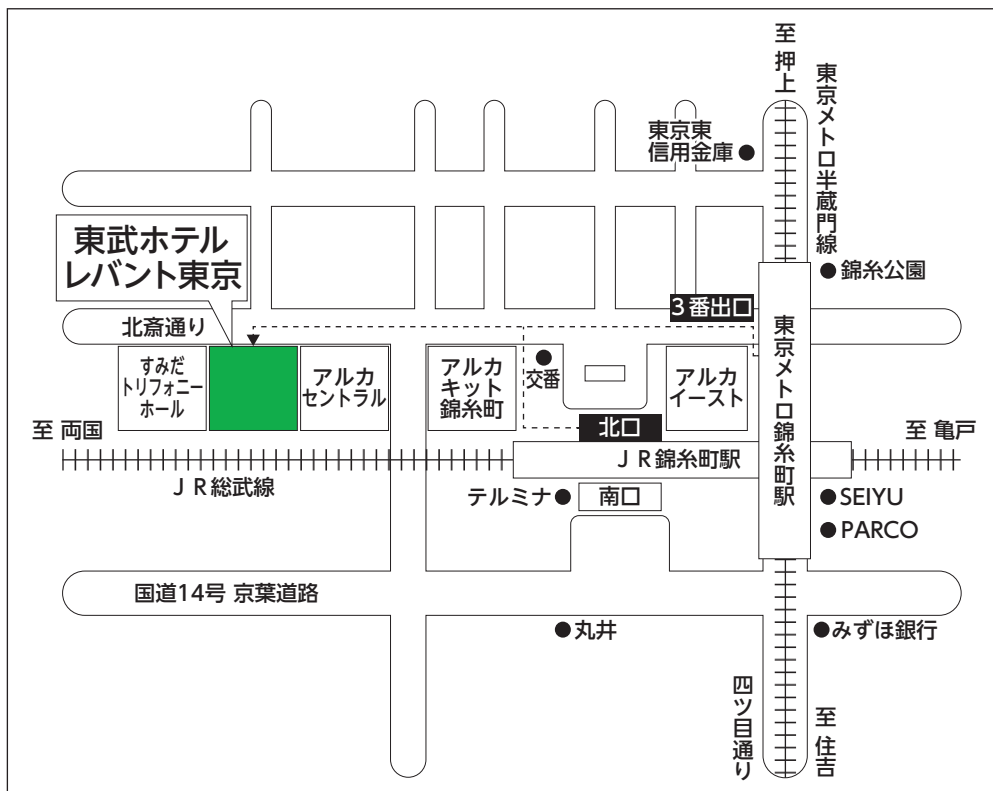
メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 18 lines.

## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都墨田区錦糸一丁目2番2号  
東武ホテルレバント東京 4階「錦」

電 話 03 (5611) 5511



### 最寄駅

J R 総武線錦糸町駅北口ロータリーを出て北斎通りを両国方面へ徒歩3分。  
東京メトロ半蔵門線錦糸町駅3番出口より北斎通りを両国方面へ徒歩3分。

◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。